

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和元年7月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900091号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900007号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和48年9月1日から昭和51年11月1日まで

② 昭和53年12月13日から昭和54年12月21日まで

③ 昭和55年5月頃

私は、請求期間①はD町に本店があったE事業所(厚生年金保険の適用事業所名は、A社)のF町(現在は、G市)にあった店舗でH業務の仕事をし、請求期間②は同町にあったB事業所でI業務の仕事をし、請求期間③はJ市にあるK事業所(請求期間③当時の厚生年金保険の適用事業所名は、C社。現在は、L社)でI業務の仕事をしたが、各請求期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いので、各請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、F町に所在したE事業所に勤務した旨陳述しているところ、請求者が名前を挙げた同僚は、オンライン記録によると、請求期間①当時にA社で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる上、同社のオンライン記録及び閉鎖登記簿謄本を確認したところ、同社の所在地は、請求者がE事業所の本店があったと陳述しているD町であったことが確認できたことから、請求期間

①に請求者が勤務したとするE事業所を運営していたのは、A社であることが判明した。

そこで、請求者が名前を挙げた2人の同僚を含み、A社において請求期間①当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる23人に照会したところ、9人から回答があり、そのうちの3人が、勤務期間は特定できないものの、請求者がF町に所在したE事業所においてH業務をしていた旨回答していることから、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は平成9年9月4日に閉鎖されており、オンライン記録によると、同社の閉鎖登記簿謄本に記載されている請求期間①当時の事業主の所在は確認できず、閉鎖当時の事業主は既に亡くなっていることが確認できる。また、同社の閉鎖登記簿謄本に記載されている役員の中で一人だけ所在が確認できた請求期間①当時の監査役に照会したが、回答は得られず、請求者に係る同社における雇用保険の加入記録も見当たらないことから、請求期間①に係る請求者の勤務実態及び厚生年金保険料（以下「保険料」という。）の控除について確認することができない。

また、紙台帳検索システムにより、A社において請求期間①当時に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の健康保険厚生年金保険被保険者原票（整理番号*～*）を確認したが、その中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

請求期間②について、請求者は、F町に所在したB事業所に勤務した旨陳述しているところ、B事業所に類似する名称の事業所が、現在、G市F地区に所在していることが確認できたことから、同事業所に対して照会したところ、同事業所の事業主は、請求期間②当時にB事業所でM業務長（以下「元M業務長」という。）をしており、B事業所を運営していたのは自身の親族（以下「事業主」という。）である旨回答している。

また、元M業務長は、勤務期間は特定できないものの、請求者がB事業所においてI業務をしていた旨陳述していることから、請求者が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、元M業務長は、B事業所は廃業し、同事業所の事業主は既に亡くなっており、同事業所に係る資料は廃棄している旨回答している上、請求者に係る同事業所における雇用保険の加入記録も見当たらないことから、請求期間②に係る請求者の勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、元M業務長は、B事業所に勤務していた際に自身が国民年金に加入していたことから、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと思う旨回答している上、オンラインシステム及び事業所名簿検索システムによると、B事業所が請求期間②当時に厚生年金保険の適用事業所であった形跡は見当たらない。

請求期間③について、現在、K事業所を運営しているL社は、請求期間③当時は

L社の関係会社であったC社がK事業所を経営していた旨回答し、昭和55年6月1日現在のC社の組織図（以下「組織図」という。）を提出している。また、組織図によると、K事業所の箇所に読み方が請求者と同姓同名の記載が確認できる。

また、請求者が名前を挙げた2人の同僚を含み、組織図に氏名が記載され、オンライン記録によりC社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる10人に照会したところ、7人から回答があり、そのうちの3人が、勤務期間は特定できないものの、請求者は夜の営業時間帯の勤務であり、I業務であった旨回答していることから、請求者がK事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、L社は、組織図以外、請求期間③に係る資料は保存期限経過のため廃棄している旨回答している上、請求者に係るC社における雇用保険の加入記録も見当たらないため、請求期間③に係る請求者の勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、紙台帳検索システムにより、C社において請求期間③を含む昭和55年4月から同年12月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の健康保険厚生年金保険被保険者原票（整理番号*～*）を確認したが、その中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900095号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900008号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和41年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月1日から同年5月1日まで

私は、平成3年4月1日付けでA事業所にB職として採用され、C事業所への配置を命じられた。請求期間はC事業所において、D職としての基本を身につける導入研修を受けており、A事業所から給与を支給されていたので、平成3年5月1日となっているA事業所の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年4月1日と記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成3年4月1日付け辞令、平成3年4月分給料支払明細書及び平成3年賃金台帳の写しによると、請求者は、平成3年4月1日付けでA事業所にB職として採用され、事業主により請求期間の給与が支払われていたことが確認できる。

しかしながら、請求者が配属されたC事業所を運営するE事業所(請求期間当時は、F事業所)及びA事業所は、請求者の出勤簿又はタイムカードを保管していない旨回答している。

また、E事業所は、請求者のC事業所における勤務は平成3年5月1日からである旨回答している。

さらに、雇用保険の加入記録によると、請求者は、A事業所において平成3年5月2日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者要件を満たす勤務実態であったことを確認することができない。

加えて、上記給料支払明細書及び賃金台帳によると、請求期間の厚生年金保険料は、事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900096号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900009号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社B部C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和49年8月26日から同年12月21日まで
② 昭和49年12月21日から昭和50年4月1日まで

私は友人に誘われて、請求期間①及び②当時、E市F地区にあった「A社C事業所」(適用事業所名は「A社B部C事業所」。以下「C事業所」という。)に勤務した。雇用保険の記録では請求期間①にC事業所、請求期間②にその下請け会社である「D社」の加入記録となっているが、両社に係る厚生年金保険被保険者の記録は無い。勤務したのは確かなので請求期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者は請求期間①にC事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C事業所の承継事業所であるA社は請求期間①に係る請求者の人事資料及び賃金台帳等の関係資料は無い旨回答している上、同事業所の事業所別被保険者名簿において確認できる請求期間①当時の事業主の所在が判明しないため、照会を行うことができない。また、オンライン記録により請求期間①に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格が確認できる者のうち所在が判明した10人に対して請求期間①当時における同事業所の状況について文書照会を行ったものの、同事業所における厚生年金保険の加入状況等の詳細は確認できない上、請求者も給

与明細書等の資料を所持していないことから、請求期間①に係る請求者の勤務実態及び厚生年金保険料（以下「保険料」という。）の控除について確認できない。

また、G国民健康保険組合から提出された請求者に係る「第二種組合員台帳」の写し（以下「第二種組合員台帳」という。）によると、請求者は請求期間①にC事業所において第二種組合員としての記録が確認でき、請求期間①当時、請求者は同事業所において直接雇用された者であったと推察される。ところ、A社は、厚生年金保険等の加入の取扱いについて、雇用形態や職種によって異なる取扱いであり、現場で直接雇用した者については、現場の判断で未加入だった場合があると思われる旨回答していることから、請求期間①当時、同事業所は請求者を厚生年金保険に加入させなかったと考えられる。

さらに、C事業所の事業所別被保険者名簿によると、請求期間①に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、厚年整理番号に欠番も無い。

請求期間②について、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求期間②においてD社の加入記録が確認できる。

しかしながら、D社の元取締役は、同社は既に清算しており請求期間②に係る請求者の関係資料は無い旨回答している。また、オンライン記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により確認できる請求期間②当時の役員のうち前述の元取締役を除く所在が判明した役員2人に対して文書照会を行ったところ両名から回答があり、両名とも請求者に係る請求期間②当時の関係資料は無く、請求者に関する勤務実態等の詳細は不明である旨回答している上、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求期間②に係る請求者の勤務実態及び保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録によると、D社が請求期間②において厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、前述の元取締役は、D社が会社として成立した昭和49年12月10日の時点ではC事業所においてG国民健康保険組合に加入させてもらっており、二種の組合員として加入した者に対しては国民年金に加入するように伝えたので、D社が昭和51年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となる前には厚生年金保険に加入させていない旨回答している。また、第二種組合員台帳によると、請求者は請求期間②にC事業所において第二種組合員としての記録が確認できることから、請求期間②当時、D社は請求者を厚生年金保険に加入させなかったと考えられる。

なお、請求者はC事業所に勤務した後、退職するまで勤務場所や作業内容は変わらず、同事業所の従業員からD社の従業員になる説明を受けた記憶が無い旨陳述しているところ、D社の作業所があったとするC事業所の承継事業所であるA社は、請求期間②に係る請求者の人事資料及び賃金台帳等の関係資料は無い旨回答して

いる上、C事業所の事業所別被保険者名簿によると、請求期間②に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、厚年整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900097号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900010号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者期間を船員保険被保険者期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和15年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年10月5日から昭和42年3月21日まで

国の記録によると、昭和35年10月5日から昭和42年3月21日までの期間は、A社における厚生年金保険被保険者期間とされているが、私は、同社が所有する浚渫船のC丸(以下「C丸」という。)に乗り組んでD地区の干拓事業に従事していたので、請求期間を船員保険被保険者期間として記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が、請求期間にC丸に乗り組んでいたとして名前を挙げた同僚の回答により、期間は特定できないものの、請求者はC丸に乗り組んで勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、請求者の請求期間に係る人事記録、賃金台帳等の資料を保有していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

また、船員保険法による強制被保険者は、船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者であるところ、請求者は、請求期間に船員であった証拠としてE組合組合員証を提出しているが、E組合は、船員法第1条に規定される船員以外も組合員になることができる旨回答していることから、当該組合員証は、船員法第1条に規定される船員であったことを裏付ける資料とまでは言えない。

さらに、船員法第50条に、船員は船員手帳を受有しなければならないと規定さ

れているところ、請求者は上記組合員証が船員手帳であると陳述しているが、上記組合員証と船員手帳とは異なるものである上、請求者は、提出した上記組合員証以外には所持していないと陳述していることから、請求者が船員手帳を所持していたことはうかがえない。

加えて、船員法第1条において船員とは日本船舶又は命令で定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員とされており、同法第1条にいう船舶は船舶法（明治32年法律第46号）第1条にいう船舶であり、船舶法施行細則第2条において、推進器を有しない浚渫船は船舶法による船舶とはみなされないとされているところ、請求者は、C丸は自力航行ができなかった旨陳述していることから、C丸は推進器を有していなかったことがうかがえる。よって、C丸は船員法第1条にいう船舶には当たらないと考えられることから、C丸に乗り組む者は船員法第1条の船員であったことはうかがえない。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿において、請求者及び請求者が名前を挙げた同僚の氏名は見当たらない上、当該被保険者名簿に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。